

がん登録部会設置要領

平成 23 年 12 月 19 日 施行
令和 4 年 4 月 1 日 改正

(設置)

第 1 条 拠点病院で実施されている院内がん登録の精度の向上、全国集計の活用を図り、各都道府県で行われつつある院内がん登録に関する研修活動などを支援するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部機関として、がん登録部会(以下「部会」という)を設置する。

(検討事項)

第 2 条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。

- (1) 院内がん登録の標準化および普及に関すること。
 - ア 院内がん登録の標準化および普及活動に関すること。
 - イ 各都道府県での院内がん登録に関する研修活動事例に関すること。
 - ウ 院内がん登録データの活用に関すること。
 - エ 全国がん登録との連携に関すること。
 - オ 院内がん登録と関連した Quality Indicator (QI) の収集に関すること。
 - カ がん登録に関連した研究に関すること。
- (2) その他、部会長が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 部会は、部会長、および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センター長をもって充て、部会を統括する。
- 3 部会委員は、都道府県がん診療連携拠点病院の院内がん登録責任者(医師委員)、およびがん登録実務者(実務者委員)とし、各都道府県の実情に応じて都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会のがん登録部会の代表者(医師委員)、あるいは同がん登録部会における実務者の代表者またはそれに準ずる者(実務者委員)を追加することができる。
- 4 部会委員は、前項に該当する都道府県がん診療連携拠点病院からの推薦者をもって、部会長が承認する。
- 5 部会委員の任期については、選任の日が属する年度から翌年度の末日までの期間とする。
- 6 任期満了前に部会委員に変更が生じた場合の後任委員の任期については、前任委員の任期を引き継ぐこととする。

(幹事会)

第 4 条 部会長は、部会の円滑な運営を図るため、部会に幹事会を設け、部会委員より幹事を指名する。

- 2 幹事会は、部会長が主宰し、部会の運営事項等を協議する。

(データ利用審査委員会)

第 5 条 部会長は、院内がん登録データの円滑な利用を図るため、部会にデータ利用審査委員会を設ける。

- 2 データ利用審査委員会の運営は、別途定めるデータ利用審査委員会設置要領に従う。

(ワーキンググループ)

第6条 部会長は、部会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは部会にワーキンググループを設け、グループ長及びグループ委員を指名することができる。

2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ委員をもって組織する。

3 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。

4 グループ長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(会議)

第7条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 幹事会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 ワーキンググループは、必要に応じグループ長が招集する。

3 部会長及びグループ長は、必要に応じて検討事項に関係ある者に部会、幹事会及びワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センターとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は平成23年12月19日より施行する

この規程は平成24年6月9日より改正・施行する

この規程は平成27年4月1日より改正・施行する

この規程は平成28年1月1日より改正・施行する

この規程は令和4年4月1日より改正・施行する

がん登録部会設置要領新旧対照表

新	旧
<p>(検討事項)</p> <p>第2条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>エ <u>全国がん登録との連携</u>に関すること。</p>	<p>(検討事項)</p> <p>第2条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>エ <u>地域がん登録との連携</u>に関すること。</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、部会長、および部会委員をもって組織する。</p> <p>2 部会長は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センター長をもって充て、部会を統括する。</p> <p><省略></p> <p>5 部会委員の任期については、<u>選任の日が属する年度から翌年度の末日までの期間</u>とする。</p> <p>6 <u>任期満了前に部会委員に変更が生じた場合の後任委員の任期については、前任委員の任期を引き継ぐこととする。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 部会は、部会長、および部会委員をもって組織する。</p> <p>2 部会長は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター長をもって充て、部会を統括する。</p> <p><省略></p> <p>5 部会委員の任期については、<u>選任の日から2年を経過した日の属する年度の末日までの期間</u>とする。</p>
<p>(データ利用審査委員会)</p> <p>第5条 部会長は、院内がん登録データの円滑な利用を図るため、部会にデータ利用審査委員会を設ける。</p>	<p>(データ利用審査委員会)</p> <p>第5条 部会長は、院内がん登録データの円滑な利用を図るため、部会にデータ利用審査委員会を設け、<u>部会委員より委員を指名する。</u></p>
<p>(事務局)</p> <p>第8条 部会の事務局は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センターとする。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 部会の事務局は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センターとする。</p>